

# 訴 状

2019年2月21日

名古屋地方裁判所 御中

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 203号

原 告 名古屋市民オンブズマン  
代 表 新 海 聡

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

原告訴訟代理人 別紙原告代理人目録記載の通り

(送達場所)

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子 38-1 f.a.s ビル 2階

弁護士法人 OFFICE シンカイ

電話 0564-83-6151

FAX 0564-53-5388

原告代表者本人兼訴訟代理人弁護士 新 海 聡

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

被 告 名古屋市  
代表者市長 河 村 た か し

(処分をした行政庁)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市長河村たかし

行政文書非公開決定処分取消請求事件

訴訟物の価額 金 9,600,000円  
貼用印紙額 金 78,000円

## 請求の趣旨

- 1 名古屋市長が原告に対して平成30年8月30日付けでおこなった行政文書一部公開決定（30観名保第90号）のうち、「復命書」の内容を非公開とする処分を取り消す。
- 2 名古屋市長は「平成30年6月13日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書」を公開せよ。
- 3 名古屋市長が平成30年9月11日付けで行った行政文書一部公開決定（30観名保台98号）のうち、「公開請求のあった文書の内容のうち、黒塗り部分を非公開とする」との処分を取り消す。
- 4 名古屋市長は別紙文書目録1記載の文書を公開せよ。
- 5 名古屋市長が原告に対して平成31年1月23日付けでおこなった行政文書一部公開決定（30観名保第167号）のうち、別紙文書目録2の（1）②、（2）④⑤⑥、（3）⑩⑫⑬の内容を非公開とする、とする処分を取り消す。
- 6 名古屋市長は別紙文書目録2の（1）②、（2）④⑤⑥、（3）⑩⑫⑬の各文書を公開せよ。
- 7 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 事実経過

#### 1 原告

原告は政治、行政、社会的影響力をもつ企業・団体等の不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的として設立された権利能力のない団体である。

#### 2 名古屋市の名古屋城天守閣木造化への取り組み

名古屋市は、河村たかし名古屋市長が先頭に立って名古屋城天守閣木造

化計画を樹立した。化庁から天守閣木造化の許可を得るべく、文化庁との交渉を行っている。

### 3 開示請求

#### (1) 開示請求 1

原告は平成30年7月18日、名古屋市情報公開条例に基づき、被告名古屋市長に対して「平成30年6月13日名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書」について、情報公開請求を行った。

#### (2) 開示請求 2

原告は平成30年7月30日、名古屋市情報公開条例に基づき、別紙文書目録1の各文書の情報公開請求を行った。

#### (3) 開示請求 3

原告は平成30年12月10日、名古屋市情報公開条例に基づき、被告名古屋市長に対して別紙文書目録2記載の各文書の情報公開請求を行った。

### 4 一部不開示決定

(1) 開示請求1に対して、名古屋市長は、平成30年8月30日付けで「復命書」および「支出命令書」の「旅費計算書A」に記載されている職員行政職の号級を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分1」という。）をした。

(2) 開示請求2に対して、名古屋市長は、平成30年9月11日付けで「支出命令書」および別紙文書目録1記載の文書のうち、黒塗り部分を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分2」という。）をした。

(3) 開示請求3に対して、名古屋市長は、平成31年1月23日付けで別紙文書目録2記載の文書のうち、(1) ②、(2) ④⑤⑥、(2) ⑦⑧⑨のうち「旅費計算書A」に記載されている職員行政職の号級、(3) ⑩⑫⑬をそれぞれ非公開とする一部公開決定（以下「本件処分3」という。）をした。

## 第2 本件処分の違法性

### 1 本件処分1について

(1) 本件処分1のうち、復命書の内容の非公開事由については、名古屋市

情報公開条例第7条第1項第4号に定める「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」に該当する、としている。

- (2) しかし、復命書の内容の公開は「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を生じさせるものではない。

ここで名古屋市長が非公開によって守ろうとする「率直な意見の交換」とは、誰と誰との意見の交換を念頭にしているのか、不明である。また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」という点についても、誰の意思決定の中立性を不当に損なうか不明である。

そもそも本復命書は、市職員が平成30年に文化庁を訪問した際に出張の記録を旅行命令権者に報告した記録に過ぎない。こうした記録の開示にどのような支障があるか、本件処分1からは窺い知ることは不可能であり、本件処分は違法というほかない。

## 2 本件処分2について

- (1) 本件処分2は、「黒塗り部分を非公開とする」という内容であって、文書のどの箇所が非公開とされているのか、一部開示の文書の写しの交付を受けないことには、非公開部分を知ることができない。したがって、本件処分2は行政処分として意思表示が完結しておらず、無効の可能性すらある。また、無効ではないとしても、非公開部分を特定していないものとして、瑕疵ある処分と言うほかない。
- (2) よって、本件処分2は行政処分として明らかに違法である。

## 3 本件処分3について

- (1) 本件処分3のうち、別紙文書目録2の(1)②、(2)④⑤⑥、(3)⑩⑫⑬を対象とする部分は、情報公開条例第7条第1項第4号に定める「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ものであることを理由に非公開としている。
- (2) しかし、別紙文書目録2の(1)②は天守閣木造化に邁進する市長が持参した資料であり、常に市長において市民に情報発信していることが容易に予想される資料である。(2)④⑤⑥は市職員が文化庁を訪問した際の記録に過ぎず、こうした記録の開示が一体誰と誰との意見交換や誰の意思決定の中立性を害するものであるか、理解に苦しむ。(3)⑩⑫⑬に至

っては、市長が文化庁を訪問した際の記録であって、公開によって一体誰が「率直な意見の交換」を躊躇することになるか自体、理解に苦しむ。まず第一に、内容の公開によって市長が文化庁との意見交換に躊躇する、ということは、あり得ない。とりわけ文化庁の訪問については、市長はメディアに情報を発信し続けていることから、市長による「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」という主張も想定できない。また、市職員が作成した面談記録が開示されたことによって、文化庁の職員が意思決定に忖度を働かせることが生じることも想定できない。

よって、本件処分3のうち、別紙文書目録2の(1)②、(2)④⑤⑥、(3)⑩⑫⑬を対象とする部分は違法である。

#### 4 開示によって支障は生じないこと

##### (1) 市長は「文化庁訪問時のメモ」を開示している

市長はいったん非公開とした「平成30年6月13日文化庁訪問時に市長が作成したメモ」についての処分を自ら取消し、平成30年11月1日に開示している。この理由について名古屋市長は「すでに市長が公の場において発言した内容であることから、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない」と説明している。

##### (2) すでに多数の場で市長・市職員は説明していること

名古屋市長は、約2週間に1度のペースで行う定例記者会見において、毎回、名古屋城天守閣整備事業について発言をしつづけている。

さらに、有識者で構成する石垣部会・天守閣部会、また名古屋市議会本会議・経済水道委員会でも名古屋市は複数回説明をしている。2019年1月には名古屋市主催で名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会が合計5回・名古屋城天守閣木造復元シンポジウムが1回開催され、「丁寧な説明」ならびに市民からの質問に対する被告ならびに竹中工務店との回答が行われた。

また、本件決定2では、「市長国家提案【文化庁】＜平成30年7月26日(木)＞メモ ●市長ぶら下がりの内容 ●市長ぶら下がり後の名古屋城総合事務所長への取材」が全面開示されている。

これだけの情報を市長が発信している状況のもと、文書目録記載の文書が公開されたとしても、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれがある」とは到底、考えられるものではない。

### 第3 開示の義務づけ

以上のように、本件処分1ないし3はいずれも違法なものであるから、原告は請求の趣旨第2項、同4項、同6項に記載した文書の開示を求める。

### 第4 結語

建築費用だけで総額505億円にも上る名古屋城天守閣木造化について、許認可権を持つ文化庁と名古屋市との打合せの情報が市民に開示されることで、市の計画への賛成者、反対者両者にとって、市民の間で活発な議論がされる資料となることが予想される。これは、名古屋城天守閣木造化が市長にとって、名古屋市の政策の大きな目標となっており、市政の争点となっている点に鑑みれば、市政にとっても歓迎すべきことである。一方、文化庁はすでに市民の間でも様々な意見のあることを前提として意思決定をしていくことは当然認識しているはずである。

また、石垣部会が名古屋城天守台石垣保全に関して意見を持っていることも広く知られている。

かかる状況のもと、情報の開示によって、仮に市民の間での論争が生じたとしても、それは「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な」うものでは到底ない。

仮に本件各決定が、このような市民的議論の発生を危惧したものであれば、行政に不都合な情報を隠蔽して市民を籠絡しようとする企てでしかない。しかし民主主義国家において、かかるプロセスはおおよそ行政に携わる機関が目指すべき手法ではない。

よって、請求の趣旨記載の判決を求め、本申立をした次第である。

以上

## 証拠方法

別添証拠説明書の通り

## 添付書類

|        |       |
|--------|-------|
| 甲号証の写し | 各 2 通 |
| 資格証明書  | 1 通   |
| 委任状    | 1 通   |

## 文書目録

### 1

- (1) 2018年7月20-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料として
- ①名古屋城天守閣整備事業 基本計画書（概要編・資料編・図面編）
  - ②平成29年12月 復元検討委員会での報告に関する意見（平成30年3月提出）
  - ③平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答
  - ④平成30年3月 復元検討委員会での報告に対する意見への回答
  - ⑤2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料
- (2) 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋長関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として
- ⑥復命書（名古屋城総合事務所長以下5名分）
  - ⑦復命書（ナゴヤ魅力向上担当部長分）
- (3) 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして
- ⑧2018年7月20日 文化庁打ち合わせメモ
- (4) 2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として
- ⑨復命書（名古屋城総合事務所長分）
- (5) 2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして
- ⑩市長国家提案〔文化庁〕＜平成30年7月26日（木）＞面会記録
  - ⑪市長国家提案〔文化庁〕＜平成30年7月26日（木）＞メモ

### 2

2018年7月27日～12月10日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の

(1) 持参資料として

- ①市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞ぶら下がりメモ



- ②持参資料
- ③新聞一式
- (2) 復命書、支出命令書として
  - ④復命書（8月3日分）
  - ⑤復命書（9月10日分）
  - ⑥復命書（9月25日分）
  - ⑦支出命令書（8月3日分）
  - ⑧支出命令書（9月10日分）
  - ⑨支出命令書（9月25日分）
- (3) 会議の内容、指導事項がわかるものとして
  - ⑩市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞面談記録
  - ⑪市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞ぶら下がりメモ
  - ⑫文化庁打ち合わせメモ
  - ⑬市長文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

## 原告代理人目録

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子38-1 f.a.sビル2階

弁護士法人OFFICEシンカイ

電話0564-83-6151 FAX 0564-53-5388

弁護士 新 海 聡

〒489-0069 愛知県瀬戸市東松山町91-7 滝田法律事務所

電話 0561-21-5007 FAX 0561-21-5008

弁護士 滝 田 誠 一